

第5章 基本計画の総合的推進施策

環境基本計画の達成を目指して、計画を総合的に推進するに当たっての制度や施策の実施状況を明らかにします。

なお、環境基本計画の「計画の推進を促す仕組み」では、「協働による取組の推進」を掲げていますが、本報告書では、「第4章」の該当箇所に掲載しました。

■分野別計画との連携

環境基本条例では、基本構想を踏まえて「川崎市環境基本計画」を定めるものとしており、「めざすべき環境像」においては基本構想を踏まえています。また、「基本的施策」など、推進する取組全体に関しても、総合計画と整合を図りながら進めています。

また、「川崎市環境基本計画」は環境の各分野において定められている計画と一体となって取組を進める必要があることから、これらの計画と目標や施策等について整合を図っており、個々の取組に当たっても、これらの計画に示された内容を十分に踏まえつつ推進しています。

このように分野別計画と整合を図っているため、分野別計画の目標等を大きく変更するなどの見直しを実施する場合には、「川崎市環境基本計画」に定める「めざすべき環境像」や「6つのまちの姿」等を念頭に目標等の検討を行うとともに、目標、施策、環境配慮指針等との調整を行っています。

■環境調査制度の推進

環境への配慮を促す制度として、事業の基本構想や基本計画等の初期の段階から、環境に配慮すべき事項を示す「環境調査制度」と事業実施段階における環境配慮を促す「環境影響評価制度」があります。

環境調査制度は、環境基本条例第12条の規定に基づき、環境に係る市の主要な施策又は方針の立案に際し、環境に係る配慮が十分になされているか、環境面から望ましい選択であるか等について調査を行う制度で、1994年10月から運用しています。

事業別環境配慮指針が、原則としてすべての開発事業や施設整備における自主的な環境配慮を促す指針としての役割を持つものであるのに対し、本制度は環境に係る市の主要な政策又は方針のうち環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業、計画、方針、要綱等を対象とし、環境調整会議における総合的調整の手続を経ることにより環境配慮の実効性を確保する役割を持っています。

<環境調査制度の対象>

- 市が実施する大規模な開発事業
- 国、県や独立行政法人、公社等の機関が実施する大規模な開発事業であって、市の特別な許認可権限が附帯する場合における許認可方針又は市との特別な協議が必要な場合における協議方針
- 環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業に関連して市が策定する計画、要綱等。ただし、基本的環境施策に係る計画等は除く。

実施状況

2016年度に、環境調査制度の手続を経て、事業計画等が公表された（指摘事項報告書が提出された）案件はありませんでした。

なお、近年環境調査を行った案件は次のとおりです。

年度	件名
2016	・川崎市都市計画マスタープラン全体構想 ・第4次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画（市営住宅等長寿命化計画）
2015	・小杉駅周辺地区小学校新築事業計画

年度	件名
2014	・川崎市新市庁舎整備 ・新川崎・創造のもり第3期第2段階 産学交流・研究開発施設整備事業 ・JR南武線（尻手～武蔵小杉駅間）連続立体交差事業
2013	・新川崎地区新設小学校新築事業計画 ・福祉センター跡地活用施設整備 ・川崎港港湾計画改訂

■環境影響評価制度の推進

本市では、全国に先駆け、1976年に、「環境影響評価に関する条例」を制定し、人と環境との調和、健康で安全かつ快適な環境の保全に取り組んできました。

しかし、その後の社会経済状況の変化や都市化の進展、科学技術の進歩に伴い、環境問題は複雑・多様化し、1997年6月には「環境影響評価法」（環境アセスメント法）が制定され、方法書手続（スコーピング）等の新たな手続の導入等、環境影響評価制度の手続及び技術面において一定の基準が示されました。

このような環境影響評価を取り巻く環境の変化に対応するため、1999年12月に、現行条例の長所を発展させ、環境影響評価法との整合に配慮しながら、新たな環境問題に的確に対応できるよう評価項目及び評価手法の充実及び手続の効率化を図られるよう改善した新たな条例を制定し、2000年12月に施行しました。

また、2011年4月の環境影響評価法の一部改正により、法対象事業の実施による影響を受ける範囲がその市域内に限られる場合は、市長が直接事業者に対し、意見を述べるものとされたことに伴い、市長が当該意見を述べようとするときは、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとして、2011年12月に条例の一部を改正する条例を公布し、2012年4月に施行しました。

さらに、2011年12月の環境影響評価審議会からの答申「今後の環境影響評価制度のあり方について」を踏まえて、「対象とする事業」、「環境影響評価の審査等手続」及び「環境影響評価制度に係る情報提供」について見直しを行い、計画段階における環境配慮計画書に関する手続を拡充すること、インターネットの利用により環境影響評価に係る書類を公表すること等のため、2012年12月に条例の一部を改正する条例を公布し、2013年4月に施行しました。

実施状況

2016年度における環境影響評価に関する条例の実施状況は次のとおりです。

1 指定開発行為実施届等受理状況

件数	件名
6件	・（仮称）都市計画道路殿町羽田空港線道路整備事業 ・北加瀬社宅跡地開発計画 ・（仮称）高津区内物流センター開発事業 ・（仮称）戸手四丁目マンション計画 ・川崎駅西口開発計画 ・（仮称）新百合ヶ丘総合病院増築計画

2 環境影響評価審査書の公表

件数	件名
8件	・JFE扇島火力発電所更新計画（法対象条例審査書） ・学校法人日本医科大学武蔵小杉キャンパス再開発計画 ・川崎市新本庁舎整備事業（環境配慮計画審査書） ・川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画（法対象条例方法審査書） ・（仮称）都市計画道路殿町羽田空港線道路整備事業（自主的条例審査書） ・北加瀬社宅跡地開発計画 ・（仮称）高津区内物流センター開発事業（複合開発事業条例審査書） ・（仮称）戸手四丁目マンション計画

3 環境影響評価審議会の開催状況

件 数	件 名
6 件	・川崎市新本庁舎整備事業 ・川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 ・学校法人日本医科大学武蔵小杉キャンパス再開発計画 ・JFE扇島火力発電所更新計画 ・（仮称）都市計画道路殿町羽田空港線道路整備事業 ・川崎駅西口開発計画

■環境情報の収集及び提供

環境施策を科学的、総合的に推進するため、環境の現状、環境への負荷、施策の実施状況等に係る環境情報の体系的な整備・利用を図っています。

また、環境教育・環境学習の充実や市民、事業者、民間団体による自発的な環境に配慮した行動の促進に資するため、様々な要請に対応した情報を整備し、正確かつ適切な提供に努めています。

取組状況

2016年に市が提供した主な環境情報は、次のとおりです。

分野	名称	頻度	アクセス方法又は問合せ先
全般	川崎市インターネットホームページ	常時	市HPのトップページの分野別メニュー（環境）から御覧いただけます。
	環境情報	1回/月	区役所の情報サービスコーナー 環：環境調整課
緑・公園	みどりと公園（緑政事業概要）	1回/年	建緑：みどりの企画管理課
公害	環境局事業概要（公害編）	1回/年	環：環境管理課
	川崎市の大気環境（測定結果）	1回/年	環：環境総合研究所
	川崎市環境総合研究所年報	1回/年	環：環境総合研究所
	水質年報	1回/年	環：水質環境課
廃棄物	環境局事業概要（廃棄物編）	1回/年	環：廃棄物政策担当

■環境科学に関する調査研究

環境科学に関する調査研究は、都市活動や事業活動に伴い様々に変化する環境汚染や新たに発生する問題を的確に把握し、複雑化、広域化する環境問題に効果的に対処するための基礎となることから、その充実に努めています。

2016年度に環境総合研究所で実施した主な調査研究は次のとおりです。

<環境総合研究所における調査研究結果>

テーマ	川崎市における大気中微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析調査
目 的	PM2.5の成分を調査することにより、PM2.5の挙動や発生源を解明し、削減対策を行うための資料とします。
内 容	道路沿道の1地点、一般環境の2地点の計3地点で、春夏秋冬の各季節2週間のサンプリングを実施しました。調査項目は、PM2.5濃度、イオン成分（8種類）、炭素成分（有機炭素、元素状炭素、水溶性有機炭素）、無機元素（29種類）を分析しました。
結 果	PM2.5濃度は、道路沿道で、 $12.7\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、一般環境では、 $10.3\sim 10.4\mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。PM2.5の成分は、一般環境、道路沿道ともに、炭素成分、硫酸イオンが多く、次いで、硝酸イオン、アンモニウムイオンでした。 なお、PM2.5の主成分は炭素成分、イオン成分で成分全体の約8割を占めることがわかりました。
活 用	2009年9月に大気中微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準が告示されましたが、本市においては、2003年度から継続してPM2.5を調査しています。得られた成分分析結果を用いて発生源解析等を行い、PM2.5対策に役立てています。

テーマ	市内水環境における化学物質実態調査
目的	未規制化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、市域内の水環境における未規制化学物質の残留状況を把握することを目的として調査を行いました。
内容	2016年度は、市内河川9地点及び海域4地点で、季節ごとに年4回水質試料を採取し、多環芳香族炭化水素（PAH）3物質及び揮発性有機化合物（VOC）4物質の調査を行いました。
結果	2016年6月、9月、12月及び2017年3月に調査を行った結果、PAH3物質及びVOC3物質が検出されました。PAH1物質で予測無影響濃度（PNEC：生態系に有害な影響を及ぼさないと予測される濃度）を超過した地点が見られましたが、その他5物質はPNEC未満の濃度でした。
活用	国の環境リスク初期評価結果等を踏まえて、優先度が高いと判断した化学物質について順次環境調査を実施しています。調査結果は、化学物質対策の基礎資料とするため関係部署に情報提供しています。

テーマ	熱中症の救急搬送者数と気温等に関する解析
目的	地球温暖化や都市部のヒートアイランド現象によって、熱中症は夏期における健康問題として重要な課題となっています。そこで、本市における熱中症の状況を把握するため、熱中症の救急搬送者数と気温等に関する解析を行いました。
内容	熱中症による救急搬送者数の状況について、気温等との関連を含めて平成19年以降の5～9月のデータを解析しました。
結果	東日本大震災を境に、猛暑日数（日最高気温が35℃以上の日数）に対する熱中症の救急搬送者数が増加しました。平成23年以降では、熱中症による救急搬送者が発生した日の日最高気温を低い順に並べたところ、最低値は21.7℃であり、また、日最高気温が32℃付近で救急搬送者数が増加しました。熱中症による救急搬送者は、8～9月より5～7月の方が低い日最高気温で発生していました。
活用	熱中症による救急搬送者数の現状を把握し、熱中症予防対策の基礎資料とするため、解析を行っています。その内容を関連部署と情報共有し、熱中症予防対策に役立てています。

■経済的手法の活用

経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブを与えることによって各主体の環境配慮を誘導する手法であり、環境への配慮と経済活動との統合・両立を図る上で有効な政策手段です。

取組状況

助成等

従来から実施している助成金や融資制度等は、環境への負荷の低減や市民、事業者の自主的取組を促すうえで有効な手段であることから、引き続き適切な活用を図ります。

●主な助成制度等

名 称	概 要
資源集団回収	家庭から排出される資源物（古紙類、古布類、空きびん類）を集団回収する市民団体に対し、奨励金（1kgにつき3円）を交付しています。2016年は1,409団体で総回収量は42,773トン、奨励金交付額は約1億2,800万円でした。
生ごみ処理機等の購入費助成制度	生ごみコンポスト化容器や電動生ごみ処理機等の家庭で減量・資源化できる機器を購入された方に、購入金額の2分の1（限度額2万円）を助成しています。2016年度は163基、227万円の助成金を交付しました。
生ごみリサイクル活動助成制度	10世帯以上で構成されている市民団体が、生ごみを堆肥化した後、その堆肥により「所有する農地で作物の生産」、「公共の花壇で草花の生育」のいずれかを行う場合にその活動費用の一部（限度額10万円）を助成しています。2016年度は5件の団体に助成金を交付しました。
多摩川美化活動	河川愛護意識と美化意識の高揚を図るため、軍手及びごみ袋の配布並びに活動費の一部助成を行っています。2016年度は、161団体12,018人が参加して、一般ごみ、空き缶などの分別収集（約3.27トン）を行いました。
市内統一美化活動	各区の美化運動実施支部の活動費を一部補助しています。市内全域で住居周辺や駅前広場、歩道等の一般ごみの収集と違反広告物の撤去などの清掃活動を行いました。
かわさき市民公益活動助成金	市内で公益的な活動を行っている市民活動団体の事業を資金面から支援し、団体活動の推進と将来の自立・発展を図るため、公益財団法人かわさき市民活動センターより助成金を交付しています。2016年度は環境領域も含め全体で61事業に対し交付しました。

公園緑地愛護会	公園や緑道、緑地の除草などの維持管理作業を自発的に行っている町内会、自治会、老人会、婦人会、子供会等の団体に報奨金を交付しています。2016年度は、656.0万円の報奨金が交付されました。
街路樹等愛護会	街路樹やグリーンベルトの保護・育成作業を行っている団体に報奨金を交付しています。2016年度は、1,151.1万円の報奨金が交付されました。
緑の活動団体	町内会、商店会、学校、サークルなどで、公開性の高い場所に植樹、花壇づくり、プランター等により緑化を行い、年間を通じて維持管理を行う団体や、下草刈り等の緑地保全活動を行っている5人以上の団体に、公益財団法人川崎市公園緑地協会より助成金を交付しています。2016年度は、205団体に593.0万円の補助金が交付されました。
屋上緑化等助成制度	屋上・壁面緑化の普及・推進を目的として、屋上緑化等を行う市民・事業者に対して助成金を交付しています。2016年度は、2件、128万円の助成金が交付されました。
管理運営協議会	市と協定を結び、街区公園等の管理運営を行う団体に報奨金を交付しています。2016年度は3,320.5万円の報奨金が交付されました。
公害防止資金融資制度	市内において1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者又は中小企業等協同組合を対象に、公害の発生を防止するために必要な設備の設置若しくは改善、工場若しくは事業場の移転等に係る資金について金融機関と協調して融資を斡旋するとともに、利子の補給を行っています。2016年度は2件の利子補給を行いました。
市内事業者 エコ化支援事業	中小規模事業者が実施する再生可能エネルギー設備、省エネルギー設備等の導入に対して、補助金を交付します。
環境対策資金	中小企業者等が実施する省エネルギー設備等の導入、環境に配慮した製品・技術の開発等に必要な資金を川崎市、川崎市信用保証協会及び取扱金融機関が協調して融資をします。
低公害車の導入助成制度	市内事業者が天然ガス自動車またはハイブリッドトラック・バスを導入する際、費用の一部を助成します。2016年度は計4台に助成金を交付しました。
住宅用創エネ・省エネ・蓄エネ機器導入補助	太陽光発電システム、太陽熱利用システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システムの住宅への導入に対して補助を行います。2016年度は太陽光発電システムに133件、家庭用燃料電池システムに46件、定置用リチウムイオン蓄電システムに28件の補助を行いました。

経済的措置

製品・サービスの価格に適切に環境コストを反映させるための環境に関する税、課徴金、預託払戻制度（デポジット制度）*等は、日常生活や事業活動において生ずる環境への負荷の低減を促すうえで有効な手法です。このような経済的措置についても検討しています。

●主な経済的措置

名 称	概 要
事業系の一般廃棄物の処理手数料	施設搬入：15円/kg（2017年4月から）
粗大ごみの処理手数料	長さなどの区分に応じて、200円、500円、1,000円
産業廃棄物の処理手数料	不燃 施設搬入：7.5円/kg（2017年4月から）

■財源の確保

望ましい環境像の実現に向けた良好な環境の保全、創造を安定的かつ継続的に進めていくためには、必要な財政的措置を図るとともに、国や県等の補助制度の活用や新たな基金制度の創設等に努めています。

財政的措置の状況

具体的施策に係る事業費の概要は次の表のとおりです。

（単位：百万円）

		2016年度事業費	2017年度計画費
I-1	温室効果ガス排出量の削減等地球温暖化対策の推進	463.5	510.4
I-2	地域のエネルギー資源の有効かつ効率的な利用の促進	4.4	7.3
I-3	ヒートアイランド対策の推進	57.4	58.1
I-4	その他の地球環境保全	17.7	19.4
II-1	一般廃棄物対策の推進	1,930.0	1,452.7
II-2	産業廃棄物対策等の推進	42.4	298.9
III-1	緑の保全・創出・育成	1,820.9	718.7

		2016 年度事業費	2017 年度計画費
Ⅲ－２	健全な水循環の確保	434.5	422.4
Ⅲ－３	生物多様性の保全	117.6	91.4
Ⅲ－４	都市アメニティの増進	443.7	493.5
Ⅳ－１	大気環境の保全	13,648.0	14,097.5
Ⅳ－２	水質・土壌・地盤環境の保全	6,108.8	9,620.1
Ⅳ－３	化学物質の環境リスクの低減	100.3	106.4
Ⅳ－４	地域の生活環境の保全	2,338.4	2,608.7
Ⅴ－１	環境関連産業の振興・育成	103.6	293.7
Ⅴ－２	環境技術による国際貢献の推進	128.4	135.9
Ⅵ－１	環境教育・環境学習の推進	481.9	99.0
Ⅵ－２	環境パートナーシップの推進	773.6	423.9
Ⅵ－３	市の環境配慮の推進	0.0	63.2
合 計		29,015.1	31,521.2